

悪質な訪問販売や 点検商法等に ご注意を!!

江別市水道部では、次のようなことは
一切行っておりません。

- ◆ご家庭を訪問して、敷地内の給水管や排水管を点検、修理、清掃すること
- ◆浄水器や生ごみ粉碎機（ディスポーザー）などの物品の販売、リース契約を行うこと
- ◆依頼も無く、一方的に水質検査や工事に訪れて、高額な料金を請求すること



水道部職員は、顔写真入りの身分証明書を携帯しております。不審な点がある場合は、その場で身分証明書の提示を求めらるか、江別市水道部までお問い合わせください。

このようなときは、ちょっとまって

「水道管の無料点検中です」と言い、点検を行うふりをして「水道管が古くなってますねえ。このまま飲んでると病気になりますよ」などと嘘を言って、不安をあおり浄水器などの物品を高額で販売、リース契約を行うことを**点検商法**と言います。実際には点検を行っていないわけですから、水道管が古いかどうかわかりませんし、普段使用していて気になることがなければ、特にあわてる必要はありません。その場で購入、契約などを決めずに、本当に必要かどうかゆっくり考えてみましょう。



水道水をコップなどにくみ、薬品を入れて水の色の変化を見せて「この薬品は体に悪い物質に反応するんですよ。お宅の水は良くないですねえ」と不安をあおり浄水器などの物品を高額で販売、リース契約を行うことを**実験商法**と言います。水道水は塩素によって殺菌することが水道法という法律で義務づけられています。そのため、塩素に反応する薬品を入れると赤色や黄色などに変色しますが異常ではありません。水道部では水質を常時厳しく監視しておりますので、安心してご利用ください。



「水道部からの依頼で…」とか「市役所の方からきました」など、公的な機関を名乗ったり、わざと名乗らずにいかにも水道部からの依頼であるかのようなかたまりで安心させ、物品などを高額で販売、リース契約を行うことを**かたり商法**と言います。不審な場合は、身分証明書の提示を求めるなどして確認するか、水道部までお問い合わせください。



「排水管の点検をしませんか」などと言って清掃を強引に勧めたり、点検結果を口実に不良箇所を見つけて強引に修理を迫ることを**点検商法**と言います。排水管は各戸で管理しなければなりません。法令での定期点検等の義務づけはありません。業者の勧誘に惑わされず、点検、清掃が必要ないと思えばはっきり断りましょう。清掃が必要な時は江別市に登録している業者にお問い合わせください。



給水装置、排水設備の修理は、市に登録している業者でなければできません。訪問した業者が登録されているか確認してから契約しましょう。また、電話によるアンケート調査も行っていないので、注意しましょう。

契約してしまい困ったときは、下記へお問い合わせください
代金を支払ったあともクーリングオフ制度などで契約を解除できる場合があります。